

旧避難指示解除準備区域（檜葉町）の勤務先に勤めていたが、原発事故により勤務先が休業となった申立人らの就労不能損害について、①勤務先が事業再開のための準備を行っており、申立人らもそれに参加するとともに、勤務先から、他社への再就職をしないよう説得を受けており、就職活動を行っていなかったこと、②勤務先が事業再開するよりも先に、平成27年2月に東京電力による直接賠償が打ち切られ、賠償金も給与も得られないため、平成27年4月にやむなく勤務先を退職し、就職活動を開始したが、事故前と同水準の収入を得られる就職先は見付からず、平成28年4月に自ら起業するに至ったこと等の事情を考慮し、事故前の収入に基づき、原発事故の影響割合を5割として平成28年3月分までが賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- | | | |
|----------|---------------|-------------|
| (1) 損害項目 | 就労不能損害（申立人X1） | 金1,981,686円 |
| 期 間 | 自 平成27年4月1日 | |
| | 至 平成28年3月31日 | |
| (2) 損害項目 | 就労不能損害（申立人X2） | 金1,793,286円 |
| 期 間 | 自 平成27年4月1日 | |
| | 至 平成28年3月31日 | |

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金3,774,972円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに、交付する。

平成28年8月30日

（仲介委員 横山匡輝）